

令和 7 年度

宇佐市農業委員会
第 6 回(9 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第6回定例総会会議録

令和7年10月6日（月）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第6回（9月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	3番 池田 雅彦 委員	4番 信國 和徳 委員
5番 辻 勝 委員	8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員
10番 永岡 卓巳 委員	12番 牧野 金生 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 篠口 芳人 委員	17番 小野 公博 委員
18番 後藤 寛治 委員		

欠席委員

2番 阿部 善浩 委員	7番 安倍 隆司 委員	11番 清祐 義人 委員
16番 植松 好子 委員	19番 山末 隆一 委員	

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係溝部副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第30号 非農地証明願について
議案 第31号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第19号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第20号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第21号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
報告 第22号 農地所有適格法人適格要件の届出について

事務局長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第6回9月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中14名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、3番 池田 雅彦 委員、4番 信國 和徳 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の溝部副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第27号を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第27号3条許可申請は10件で、地区ごとの内訳は、
宇佐地区1件、3筆、1,858m²、駅川地区1件、1筆、644m²、
四日市地区6件、9筆、10,275m²、安心院地区1件、2筆、
2,050m²、院内地区1件、6筆、4,240m² となっています。

2ページをお開きください。

議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙の
とおり申請があったので審議を求める。

令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得する
もので、贈与による所有権移転です。

宇佐地区は以上です。

事務局 4ページをお開き下さい。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は隣接する農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

駅川地区は以上です。

5ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

四日市地区は他5件、計6件、9筆、10,275m² です。

7ページをお開き下さい。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は相手方の要望のため農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

安心院地区は以上です。

8ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

院内地区は以上です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和7年10月1日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。

宮田地区審議会長 議案第27号について、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和7年10月2日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第27号について、駅川地区1件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審議会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和7年9月30日午前10時より、安心院地域複合支所 視聴覚室において、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第27号について、安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議長 本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり許可することに
決定いたしました。
次に、議案第28号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第28号4条許可申請は3件で、地区ごとの内訳は、
駅川地区2件、3筆、1,039m²、四日市地区1件、1筆、200m²
となっています。

事務局 9ページをお開きください。
議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請
があつたので審議を求める。
令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

10ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

カーポートを設置する計画ですが、すでに平成29年頃に隣接する
自宅を造成した際、砂利を敷いています。今回、事後になります
が、追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種中高層住居専用地域
に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。

第3種農地の転用は、許可をすることができます。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

事務局 農業用施設用地としての転用ですが、すでに平成15年3月頃から、農機具置場及び農業用資材置場を整備し利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

11ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

申請地は農地台帳に畠として登録されている農地ですが、登記地目が宅地だったため、本年8月末に許可を得ずに所有権移転登記を行っています。工事の着手に向けた諸手続きを進める中で、転用許可が必要であるとの指摘を受け、今回、申請を行ったものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、都市計画法で定める第2種低層住居専用地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。

第3種農地の転用は、許可をすることがこととなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第28号について、駅川地区2件、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明

今仁地区審議会長 があつたとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、駅川地区番号1及び2は始末書が添付された追認案件となつていますが、経緯については事務局から説明があつたとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第29号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第29号5条許可申請は2件で 地区ごとの内訳は、
宇佐地区1件、1筆、840m²、院内地区1件、1筆、839m² となっています。

事 務 局 12ページをお開きください。
議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があつたので審議を求める。

令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

事務局 13ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

農業用施設用地としての転用ですが、すでに令和5年8月頃から、貸人が代表を務める会社の農産物直売所の駐車場を整備し利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

14ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場及び貸資材置場用地への転用で、駐車場及び資材置場を整備し、譲受人が経営する会社へ貸し付ける計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案第29号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号について、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

宮田地区審会長 また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、宇佐地区番号1は始末書が添付された追認案件となってますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号について、安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第30号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 総括表をお開きください。

議案第30号非農地証明願は、15件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、437m²、宇佐地区5件、11筆、2,832m²、四日市地区7件、29筆、19,439m²、院内地区2件、7筆、3,244m² となっています。

15ページをお開きください。

議案第30号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

16ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

昭和56年頃より宅地の一部として利用しているものです。

長洲地区は以上です。

17ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

平成5年11月頃より宅地の一部として利用しているものです。

宇佐地区は他4件、計5件、11筆、2,832m² です。

19ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成12年頃より山林化しているものです。

四日市地区は他6件、計7件、29筆、19,439m² です。

22ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成23年頃より山林化しているものです。

院内地区は他1件、計2件、7筆、3,244m² です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第30号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第30号について、長洲地区1件、宇佐地区5件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第30号について、四日市地区7件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第30号について、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。

議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第31号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 23ページをお開きください。

議案第31号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するため
に、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律
第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の
意見を求める。

令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

24ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、25ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を
借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

44ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、45ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から扱い手へ貸し付ける内容です。

65ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）朗読】

事務局 詳細につきましては、66ページ以降のようになっております。こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございました。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第31号について、長洲地区、宇佐地区的農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第31号について、駅川地区、四日市地区的農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第31号について、安心院地区、院内地区的農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

議長 本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第31号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第19号から22号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
69ページをお開き下さい。
報告第19号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は70ページからの7件がございました。
地区ごとの内訳は、宇佐地区1件、1筆、43m²、四日市地区3件、4筆、8,213m²、安心院地区2件、38筆、37,194m²、院内地区1件、18筆、9,956m² となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

78ページをお開き下さい。
報告第20号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があつたので、ここに報告する。
令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は79ページからの12件がございました。
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、7筆、14,259m²、四日市地区9件、36筆、55,209m²、安心院地区2件、2筆、17,052m² となっています。

事務局 内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

85ページをお開きください。

報告第21号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があつたので、ここに報告する。

令和7年10月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は86ページからの3件がございました。

地区ごとの内訳は、四日市地区1件、3筆、150m²、安心院地区2件、2筆、280m²となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

88ページをお開きください。

報告第22号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

内訳は89ページの1件がございました。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

以上で報告第19号から22号の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第19号から22号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 質問等もないようですので、協議事項に移ります。協議事項を事務局より、説明願います。

事務局 それでは、協議事項と左上に書かれた2枚綴りの用紙をご覧いただきたいと思います。こちらは、先日の地区審議会終了後の最適化会議の際にお話しさせていただきましたが、全国的な農業委員会の不祥事等ございまして、各農業委員会での決議をしてください

いと全国農業会議所より要請が来ていた件で、今回協議事項として決議をしようとするものでございます。この内容につきましては、総会の中で議事録に残す形で協議をしていただきたいという内容でございましたので、一度総会を閉ざさずに続けて協議として行いたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

資料の1枚目が決議案となります。その後ろの方が会議所のほうから来た要請文書等になりますので、協議事項の決議案のほうを読み上げたいと思いますのでよろしくお願ひします。

宇佐市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合せ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年10月6日 宇佐市農業委員会

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の協議事項について、質問等ある方は挙手をお願いします。

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案、報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 次回の令和7年度第7回定例総会は、11月5日水曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしております

事務局で、よろしくお願ひします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡を
くださるようお願ひいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第6回定例総会
を閉会いたします。

午前10時10分閉会

以上会議の次第を記録し事実に相違ないことを証するため、署名する。

令和7年10月6日

議長 久保田 昭廣

署名委員 池田 雅彦

署名委員 信國 和徳

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現
にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。